

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第1により算出した額とする。ただし、助成金の合計額は、1敷地あたり100万円を上限とする。

2 前項に規定する助成金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

別表第1(第6条関係)

1 測量調査費 寄附する道路後退用地にかかる境界確定及び分筆登記に要した経費であって、次の表に定める額

区分	面積	助成金額
市街化区域	0.1㎡以上2.35㎡未満	225,000円
	2.35㎡以上2.97㎡未満	285,000円
	2.97㎡以上3.60㎡未満	345,000円
	3.60㎡以上4.22㎡未満	405,000円
	4.22㎡以上4.85㎡未満	465,000円
	4.85㎡以上	501,000円
市街化調整区域	0.1㎡以上3.76㎡未満	225,000円
	3.76㎡以上4.76㎡未満	285,000円
	4.76㎡以上5.76㎡未満	345,000円
	5.76㎡以上6.76㎡未満	405,000円
	6.76㎡以上7.76㎡未満	465,000円
	7.76㎡以上	501,000円

2 工事費

(略)※様式第3号参照

備考1 ブロック塀とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。

2 樹木は、道路境界から50センチメートル以内に植えられ、かつ、塀の代替としての機能を有するものに限ることとし、高木は高さ2.5メートル以上、中木は高さ1メートル以上2.5メートル未満、低木は高さ1メートル未満のものをいう。

3 擁壁とは、狭あい道路と敷地との平均高低差が50センチメートル以上あるもので、土圧を受けるコンクリート造等の構造物をいう。

4 安全なブロック塀(安全な化粧ブロック塀を含む。)とは「新しいブロック塀の造り方(平成8年2月静岡県作成)」により造られるブロック塀のことをいい、安全なフェンス及び門扉等とは、金属製フェンスその他これと同等の耐震性能を有するものをいう。

5 整地とは、道路後退用地内を再生砕石等により当該用地の地盤面の高さに合わせることをいう。

(奨励金の交付対象及び額)

第7条 市長は、拡幅整備事業を実施し、隅切り用地を市に寄附する者に対し、予算の範囲内において、奨励金として別表

第2により算出した金額を交付するものとする。ただし、奨励金の合計額は、1敷地あたり30万円を上限とする。

2 前項に規定する奨励金の合計額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

別表第2(第7条関係)

区分	対象行為	金額
奨励金	隅切り用地を市に寄附したとき	1㎡あたり、隅切り用地の固定資産税評価額を評価対象面積で除して得た金額に7分の10を乗じて得た金額